

国 地 契 第 1 0 1 号
国 官 技 第 3 6 2 号
国 営 計 第 1 6 4 号
平成19年3月30日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「工事希望型競争入札方式の手続について」の一部改正について

「「一般競争入札方式の拡大について」及び「入札保証金の取扱いに関する試行について」の一部改正について」（平成19年3月30日付け国官会第2180号、国地契第100号）に基づき、一般競争入札方式の対象工事を拡大することとされたが、これに伴い、工事希望型競争入札方式の対象工事を変更するため、下記のとおり、「工事希望型競争入札方式の手続について」（平成17年10月7日付け国地契第82号、国官技第138号、国営計第86号）の一部を改正することとしたので通知する。

記

記1中「「一般競争の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号。附則第3項において「一般競争拡大通知」という。）の記1（2）に掲げるもの」を「「一般競争入札方式の実施について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第260号）及び「一般競争入札方式の拡大について」（平成17年10月7日付け国地契第80号）の対象工事」に改める。

附則

- 1 この通知は、平成１９年４月１日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 次に掲げる通知は、廃止する。
 - 一 「公募型指名競争入札方式の手続について」（平成６年６月２１日付け建設省厚発第２６４号、建設省技調発第１３２号）
 - 二 「公募型指名競争入札方式における入札時ＶＥ方式の試行について」（平成１０年２月１８日付け建設省厚契発第１０号、建設省技調発第３７号、建設省営計発第１６号）
 - 三 「新たな入札手続、方法による工事の試行について」（平成１３年１０月３１日付け国地契第３２号、国官技第２１２号、国営計第１２４号）

○工事希望型競争入札方式の手続について（抄）

（平成１７年１０月７日付け国地契第８２号、国官技第１３８号、国営計第８６号）

改 正 案	現 行
1 対象工事 工事希望型競争入札方式は、 <u>「一般競争入札方式の実施について」（平成６年６月２１日付け建設省厚発第２６０号）</u> <u>及び「一般競争入札方式の拡大について」（平成１７年１０月７日付け国地契第８０号）</u>の対象工事を除き、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性を勘案して地方整備局長等が必要と認める工事について行うものとする。	1 対象工事 工事希望型競争入札方式は、 <u>工事規模が概ね２億円未満の工事のうち、「一般競争の拡大について」（平成１７年１０月７日付け国地契第８０号。附則第３項において「一般競争拡大通知」という。）の記１（２）に掲げるもの</u>を除き、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性を勘案して地方整備局長等が必要と認める工事について行うものとする。
2 ～ 8 （略）	2 ～ 8 （略）

